

# 問題行動生徒に対する反省指導・懲戒処分・警察との連絡についてのガイドライン

長野県岡谷南高等学校

## 1 問題行動

### (1) 交通関係

無免許運転、無断免許取得(原付、自動二輪、自動車)、原付二人乗り、自転車二人乗り、占有離脱物横領(放置自転車を自分の物にする等)、交通事故、他の交通違反等。

### (2) 交通関係以外

喫煙、飲酒、万引き、いじめ、暴力、威圧行為、禁止職種アルバイト(酒類を扱う接客業等)、カンニング、不正乗車、パチンコ、器物損壊、落書き、出会い系サイトの利用、シンナー・覚せい剤等の薬物使用、暴力団・暴走族関係との付き合い、金銭強要、窃盗等及びそれら問題行動の際の同席(本人が直接実行していない場合でも、同席は問題行動と捉える)、メール・SNS 等による誹謗中傷、盗撮行為等。

### (3) 生徒心得(校則)違反

髪の毛(脱色、染色等)、ピアス、化粧、無断アルバイト、無断での遅刻・早退・欠席、教師に対する暴言、注意・指導に対する反抗・拒絶等。

## 2 問題行動への対応

### (1) 反省指導

生徒が善・悪の判断や規範意識を改めて見直し、これまでの学習姿勢や生活態度を真摯に振り返り今後の充実した高校生活を送れるよう教育的な指導を行う。なお、当該指導にあたっては、授業への出席を見合わせ、保護者とともに問題行動を考える期間を設けるものとする。

### (2) 懲戒処分 下記4参照

学校教育法施行規則第26条及び長野県立高等学校管理規則第35条による。

「校長は、教育上必要であると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。」(長野県立高等学校管理規則第35条)

## 3 反省指導についての基本的考え方

### (1) 問題行動に対する指導と懲戒処分は明確に区別する。

- 反省指導は、当該生徒の人格のより正常な、より健康な発達を助長し、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健全に営まれることを目的として行われる。
- 反省指導は指導の一環であり、処分ではない。
- 反省指導による生徒の活動は重要な学習活動である。

### (2) 問題行動の事実関係を正確に把握する。

- 生徒本人・保護者・関係者から事情を十分に聴取する。
- 聴取には複数の職員があたって確認するとともに、確認期間を長期化させない。

### (3) 生徒の基本的人権に配慮する。

- 事情聴取の段階から人権に配慮し、威圧的な態度等は厳に慎む。
- 反省期間中きめ細かい指導を行い、特に学習権を保障する手立てを講ずる。

### (4) 家庭との連絡を密にし、連携を図る。

- 反省指導について、本人・保護者への説明を丁寧に行い、十分な理解を得るように努める。反省方法(登校反省または家庭反省)についても家庭事情等に配慮する。
- 保護者への連絡を綿密に行い、家庭訪問等を通じ学校と家庭との意思疎通に努める。

### (5) 指導方針に一貫性を持たせる。

- 基本方針について一貫性を持たせ、職員一致協力して指導にあたる。
- 指導案・指導方法等については、生徒指導係会・学年会・職員会議等で協議を尽くし、とりわけ重大な問題行動については、特に学校長の指導・責任のもとに進める。
- 問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

#### 4 懲戒処分についての基本的考え方

ここでいう懲戒処分は、生徒の在学関係の法的地位に変動を生じるもので、訓告、停学及び退学の3種類である。(学校教育法施行規則第26条2項)

懲戒処分は、下記の生徒に対して行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

この懲戒処分は、問題行動を起こした生徒の反省状況が、以下のような条件を満たした場合に行うものである。ただし、事実関係の確認と生徒・保護者の意見聴取を十分行い、慎重な協議の結果、真にやむを得ない場合に限って行うものとする。

##### (1) 訓告、停学処分

ア 問題行動を起こした生徒が学校の反省指導に従わない場合。

イ 問題行動を繰り返し通常の反省指導以上の措置が必要と判断された場合。

ウ 本校生徒や社会への影響力が大きい問題行動を起こし、学校が厳しい反省を必要と判断した場合。

なお、停学処分の期間は、問題行動の内容、生徒の反省状況、他生徒や社会への影響等を考慮して、教育的見地からその都度定めるものとする。

##### (2) 退学処分

問題行動を繰り返し、本校の度重なる指導に従わない場合、あるいは、極めて重大な問題行動を起こした場合などで、本校での学校生活の継続が不可能であると判断した場合には退学勧奨(自主退学または転学)を行う。これに対して本人・保護者の同意が得られない場合、ないし問題行動の内容から退学勧奨がふさわしくない場合には、退学処分を行う。

なお、その決定にあたっては、生徒・保護者から事情や意見を聴く機会(弁明の機会)を持つ。また、自主退学または退学処分に至った場合でも、教育者として、生徒・保護者の理解・納得が得られるように最大限努め、進路の相談にのるなど事後指導にも特段の配慮をする。

#### 5 懲戒処分を行う場合の原則

上記の懲戒処分にあたっては、以下の原則を遵守する。

- ① 事実を正しく把握・確認していること。
- ② 感情的・報復的な処分でないこと。
- ③ 処分の直接要因でないことを処分事由にしないこと。
- ④ 公平な処分であること。
- ⑤ 機械的・形式的な処分でないこと。
- ⑥ 不当な重い処分でないこと。
- ⑦ 適法であり、社会的に妥当なものであること。
- ⑧ 処分を決定する手続きが適正であること。

#### 6 懲戒処分のガイドライン

懲戒処分は前項の原則を遵守しながら、以下のガイドラインに添って行われるものとする。

(1) 下記に例示する学校内外における刑罰法令に違反する行為ないし社会的逸脱行為で悪質な場合。

ア 暴力行為

(ア)入院、通院を要するなど、深刻な傷害を負わせる行為

(イ)刃物などによって威嚇するなど、生命及び身体の安全を脅かす行為

(ウ)金品の強奪行為

(エ)その他、心身の安全を脅かすような行為

イ 重大な器物損壊行為

(ア)校内の施設設備(コンピュータ、放送設備、窓ガラス、照明、壁、消火設備等)に対する重大な破壊行為及び放火などの行為

(イ) 校外においても公共の施設設備等に対する破壊行為及び放火などの行為  
ウ その他の逸脱行為

(ア) 覚せい剤やシンナーなどの薬物乱用

(イ) 出会い系サイトを利用するなど、いわゆる援助交際などの売春行為

(ウ) その他、振り込め詐欺などの、反社会的な逸脱行為

(2) 下記に例示する(1)に至らない行為、または学校の教育活動や他の生徒の学習を妨害する行為を、学校の指導に従わず、相当の頻度や継続性を持って行った場合

ア 軽度な傷害を負わせる行為

イ 金品などのゆすり、たかり行為

ウ 重大ないじめ行為

エ 授業中、教師の指示に従わず、教室内を徘徊する行為、又、私語を繰り返し行い授業の妨害に当たる行為

オ 騒音・悪臭を発生させる行為(花火、爆竹、非常ベルの目的外作動などの行為)

カ 学期の不認定教科の改善努力をせず、学業をおろそかにする行為

キ その他、他の生徒の学習ないし本校の教育活動の正常な実施を妨げる行為

## 7 生徒による非行事案に係る学校と警察の連絡

「児童生徒による問題行動等に係る学校と警察の連絡」運用要領 (教学指導課)

学校と警察が緊密な連携を行うことで、生徒の健全育成推進、非行や犯罪の防止、問題行動の際の立ち直り支援を効果的に行うとともに、生徒を犯罪被害から守ることを目的とする。

(1) 学校と警察署それぞれが、生徒の非行防止等健全育成のため、情報の共有が必要と認められるものについて、相互の連絡が行われる。

情報の共有が必要な場合とは以下のような場合である。

ア 警察から学校へ連絡

生徒が補導・逮捕等された場合

イ 学校から警察への連絡(連絡の判断は学校長が行う)

次のような犯罪性の強い事例で、学校教育における指導の範囲を超え、学校長が警察署との連携が必要であると判断した場合に、原則として本人の同意を得た上で連絡を行う。

(ア) 大麻・覚醒剤・シンナーなどの薬物の販売や使用等に係る事案

(イ) 深刻な暴力行為・刃物などによって威嚇するなど、生命及び身体の安全を脅かす行為・暴力団関係等に係る行為

(ウ) 暴走族関係、深刻な学校間抗争や集団的暴力行為等に係る事案

(エ) 売春・買春など性の逸脱行為等に係る事案

(オ) 上記事案の被害者となった場合

(2) 連絡責任者は、学校長とする

連絡担当者は、教頭・生活指導主任もしくは学校長が指定する教諭とする。

(3) 長野県個人情報保護条例を踏まえ、連絡を行う情報の取り扱いには慎重を期し、秘密の保持に努める。保管は学校長又は学校長が指定する者が安全保護に配慮して行う。

(4) 警察から連絡を受けた後の措置について

ア 犯罪被害を受けた生徒に対して

(ア) 十分慎重に対応し、保護者と相談協議の上、心のケアに心がける。

イ 非行に係る連絡を受けた場合

(ア) 連絡を受けた内容のみで指導、処分することなく、当該生徒から十分事情を聴取したり、意見を聞く機会を持ち慎重に対応する。

(イ) 保護者ほか関係者からも十分に事情を聴取する。

(ウ) 当該生徒に対する指導は、慎重審議の上決定する。特に懲戒処分に至る場合は、当該生徒・保護者に十分説明し、理解を得た上で行う。

附 則

このガイドラインは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。